

【ドイツ】再生可能エネルギー法の改正

海外立法情報課・渡辺 富久子

* 2010年8月17日、「再生可能エネルギー法第一次改正法」が公布され、2010年7月1日から遡及適用されている。太陽光発電の技術開発が進み、2009年に太陽光発電設備の費用及び価格が下がり、太陽光発電量が大幅に増えた。これを受け、太陽光発電に対する買取補償額の引下げを行うことを主な内容とする。

再生可能電力の固定価格買取制度

ドイツの再生可能エネルギー法は、配電事業者に対して、再生可能エネルギーで発電された電力の全量を買取り、配電する義務を課している。同時に配電事業者は、再生可能エネルギー発電の施設管理者に対して、法律で定められた補償額を20年間支払わなければならない。補償額は、エネルギー源や施設の規模に応じて異なる。再生可能エネルギーによる電力に対する補償額は、設備投資を考慮して高めに設定されており、石炭やガス、原子力等の従来電力の市場価格との差額は、最終的には消費者が負担する仕組みになっている。また、再生可能エネルギーによる発電施設への投資のインセンティブを高めるために、施設の稼働開始時期に応じて補償額は年々逡減する。

2009年の太陽光発電市場の推移

ドイツにおける太陽光発電市場は、近年、爆発的に拡大を続けている。2009年に新設された太陽光発電施設の供給電力量は3,800メガワットであり、太陽光発電施設全体の累積で9,800メガワットに達する。これは、2007年の約2倍の水準である。2009年の連邦環境省の予測では、太陽光発電において年間1,700メガワットの電力供給の増加が見込まれていたが、それを大幅に上回った。太陽光発電の技術開発が進み、2008年から2009年にかけて設備価格が30%下落したことがその背景にあり、2010年にもさらに10~15%の価格下落が予想されている。2009年には、太陽光発電分野において約100億ユーロの投資が行われ、この分野での就労者は約65,000人となっている。

再生可能エネルギー法の改正内容

太陽光発電設備の価格が大幅に下がり、太陽光発電に対する補償額を適切に引き下げる必要性が認識され、再生可能エネルギー法は改正された。主な改正内容は、次の通りである。

・太陽光発電の補償額は、2011年以降稼働する施設に対しては毎年9%ずつ逡減する、という規定が従来からある。さらに、太陽光発電量の年間の増強目標を3,500メガワットとし、これを上回る場合には逡減率はさらに大きくなり、逆に2,500メガワットに達しない増強であれば、逡減率は小さくなるという仕組みが導入された。(第20条

第3項の改正)

・2010年限りの補償額の引下げとして、平地の太陽光発電施設（第32条に定める施設で転用地のものを除く）で、2010年7月1日から稼働する施設に対する補償額を12%、2010年10月1日から稼働する施設に対する補償額を15%引き下げる。転用地の施設については、撤去費用等を考慮し、2010年7月1日から稼働する施設に対する補償額を8%、2010年10月1日から稼働する施設に対する補償額を11%引き下げる。ただし、2010年3月25日（連邦議会で法案の趣旨説明が行われた日）より前に決定された地区詳細計画で予定されていた平地の施設で、2010年中に稼働する施設に対しては、当該補償額の引下げを行わない。建物の上の太陽光発電設備（第33条）については、2010年7月1日から稼働する設備に対する補償額を13%、2010年10月1日から稼働する設備に対する補償額を16%引き下げる。これらは、元来の2010年の逡減率9～11%（第20条第2項）と併せて、太陽光発電設備の価格下落30%に適合させるための措置である。（第20条第4項の新設）

・平地の太陽光発電施設は、2014年末までに稼働を開始したものに限り補償を行う規定がこれまでであったが、この期限を廃止した。（第32条第2項の改正）

・転用地の太陽光発電施設に対する補償の要件を従来、産業用地又は軍用地に発電施設を設置した場合としていたが、交通用地又は住宅用地に発電施設を設置した場合にも補償されるようになった。また、2011年以降農地に発電施設を設置した場合には、補償されないこととなった。これは、自然保護の観点から導入された規定である。さらに、アウトバーン又は鉄道の沿線から110m以内に設置された施設も、新たに補償対象となった。（第32条第3項の改正）

・建物の上の太陽光発電設備で自家用のものは、これまで補償のための設備容量の要件が「出力30キロワットまで」とされていたが、「出力500キロワットまで」に拡大された。発電量の30%以上を自己消費する場合には、補償額は12%引下げとなり、自己消費量が30%に満たない場合には、補償額は16.38%引き下げられるというように、自己消費が多くなるようにインセンティブとして補償額の引下げ率に違いが設けられた。（第33条の改正）

参考文献(インターネット情報はすべて2010年10月31日現在である。)

- ・Erstes Gesetz zur Änderung des Erneuerbare-Energien-Gesetzes vom 11. August 2010 (BGBl. I S.1170).
- ・Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 17/1147, 17/1604, 17/2402.
- ・Bundesministerium für Umwelt, Naturschutz und Reaktorsicherheit, „Bundestag beschließt Änderung des EEG“. <<http://www.bmu.de/erneuerbare/energien/doc/45988.php>>
- ・山口和人「ドイツのエネルギー及び気候変動対策立法(2)—2009年再生可能エネルギー法」『外国の立法』241号, 2009.9, pp.101-132.
- ・伊勢公人ほか「連邦議会が再生可能エネルギー法の改正法案を可決(ドイツ)」『海外電力』52(7), 2010.7, pp.20-29.